

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和8年2月28日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|---------------|------------|---------|---|---|-----------|
| 本田林業 | 福島県双葉郡葛尾村 | R7.3.3 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条 | 伐木作業を行うにあたり、立入禁止範囲に他の労働者を立ち入らせたもの | R7.3.3送検 |
| 福島復興給食センター(株) | 福島県双葉郡大熊町 | R7.3.4 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの | R7.3.4送検 |
| OKACON(株) | 愛知県名古屋市名東区 | R7.3.6 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の10 | 貨物自動車の荷台に荷を積載する際に、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、必要な措置を講じなかったもの | R7.3.6送検 |
| (株) コウエイ | 福島県いわき市 | R7.3.17 | 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 特定化学物質障害予防規則第39条 | 有害な溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による特定化学物質健康診断を行わなかったもの | R7.3.17送検 |
| (有) アイテック | 福島県福島市 | R7.5.20 | 労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条 | 高さ2.21mの内部足場で手すり等の墜落防止措置を講じることなく関係請負人の労働者に作業を行わせたもの | R7.5.20送検 |
| 佐藤建築 | 福島県双葉郡浪江町 | R7.5.20 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条 | 高さ2.21mの内部足場で手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R7.5.20送検 |
| (株) 福島アグリ | 福島県双葉郡檜葉町 | R7.6.6 | 最低賃金法第4条 | 労働者5名に、最大2か月間の定期賃金合計約192万円を支払わなかったもの | R7.6.6送検 |
| (有) 安部建業 | 福島県二本松市 | R7.6.19 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約3.4mの型枠上で要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R7.6.19送検 |

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-----------------|------------|-----------|--|--|-------------|
| (株) 大宗建設工業 | 福島県いわき市 | R7. 8. 8 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの | R7. 8. 8送検 |
| (株) Future F | 福島県郡山市 | R7. 9. 19 | 最低賃金法第4条 | 労働者3名に、最大7か月間の定期賃金合計約380万円を支払わなかったもの | R7. 9. 19送検 |
| アーネスト | 福島県会津若松市 | R8. 2. 6 | 最低賃金法第4条 | 労働者9名に、4か月間の定期賃金合計約247万円を支払わなかったもの | R8. 2. 6送検 |
| (株) 照岡屋渡会製菓 | 福島県南会津郡只見町 | R8. 2. 18 | 最低賃金法第4条 | 労働者7名に、最大5か月間の定期賃金合計約340万円を支払わなかったもの | R8. 2. 18送検 |
| クニミネ工業(株) 小名浜工場 | 福島県いわき市 | R8. 2. 19 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条 | 機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの | R8. 2. 19送検 |